

## ちがさき丸ごとふるさと発見博物館アクションプロジェクト規約

### (名称)

第1条 本会は、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館アクションプロジェクト（以下「アクションプロジェクト」という。）と称する。

### (目的)

第2条 アクションプロジェクトは、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の指針」に基づいて、本市全域を建物のない博物館と見立て、文化、歴史、自然、産業、商業、公共施設、人材等を幅広く抽出し（都市資源と呼ぶ）、調査・研究し、魅力を整理・周知し、相互的に関連づけ、活用を図り、まち全体を生き生きさせ、まちを愛する人を増やしていくことを目的とする。

### (事業)

第3条 アクションプロジェクトは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の基礎をなす都市資源の発掘及び調査研究に関すること。

(2) ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の企画及び実施に関すること。

(3) その他アクションプロジェクトが目的達成のために必要な事項に関すること。

### (構成)

第4条 アクションプロジェクトは、ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の趣旨を理解し、賛同し、「ちがさき丸ごとふるさと発見博物館事業の指針」に基づき行動できる市民及び市外に在住するこよなく茅ヶ崎を愛する者によって構成される。

### (任期)

第5条 プロジェクト構成メンバーの任期は、当該年度の事業終了までとする。

### (館長)

第6条 アクションプロジェクトに館長を置き、館長を茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課長とする。

### (部会)

第7条 アクションプロジェクトに、第3条の事業を達成するため部会を置き、各部会に部会長を置く。

(1) 運営部会

(2) 調査研究部会

(3) ガイド部会

(4) 広報部会

(5) こども部会

### (協議)

第8条 この規約に定めのない事項については、アクションプロジェクト構成市民と市で協議し決定する。

### (印章)

第9条 ちがさき丸ごとふるさと発見博物館長印（以下「館長印」という。）は、アクションプロジェクトが行う事業において、館長名をもって証する文書に使用する。

2 館長印の書体、寸法等は、別表第1のとおりとし、そのひな形は、別表第2のとおりとする。

3 この館長印の管守者は、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部社会教育課長とする。

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則

この規則は、平成29年5月1日から施行する。

別表第1

名称	書体	寸法	用途
ちがさき丸ごとふるさ と発見館長印	篆書	方21ミリメー トル	ちがさき丸ごとふるさと発見博 物館長名をもつてする文書

別表第2

ち が さ き  
丸 ご と  
ふるさと発見  
博物館長